市街化調整区域に居住する者のための集会所等

市街化調整区域に居住している者が地域的な共同活動を行うために必要な集会所等を当該市街化調整区域において建築する目的で行う開発行為及び建築行為(以下「開発行為等」という。)について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 定義

集会所等とは、市街化調整区域に居住している者のコミュニティ活動を促進するための 集会所又は防災備蓄倉庫をいう。

- 2 開発行為等及び予定建築物に関する基準 本基準の集会所等は、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 申請者

当該市街化調整区域に居住している者で構成する自治会、町内会等の団体(以下「自治会等」という。)であること。

- (2) 開発区域等 当該自治会等が存する区域内であること。
- (3) 予定建築物の高さ 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。
- (4) 予定建築物の用途 他の施設を併用しないこと。
- (5) 予定建築物の維持管理 自治会等が行うものであること。
- 3 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

4 その他

集会所にあっては、開発区域内に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる十分な駐車場等が設けられていること。

附則

- この基準は、平成14年4月5日から施行する。(平成14年4月5日第1回議決) 附 則
- この基準は、平成16年5月17日から施行する。(平成16年4月22日第2回議決)

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。

(平成19年11月1日第4回議決)

附則

この基準は、令和7年8月1日から施行する。(令和7年2月5日第31回議決)